

第41号議案

島根県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

島根県道路占用料徴収条例（昭和28年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「第7条第8号」を「第7条第9号」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。